

広島県 BMX 協会規則

(目的)

第1条 本協会はバイシクルモトクロス競技（以下 **BMX** 競技）を通じ、会員相互の親睦と連携を密にし、有能な選手の発掘をし、その活動を通じて競技の認知度及び、社会的地位の向上を図り、兼ねて青少年の健全な育成を目的とする。

(名称)

第2条 本協会の名称は、広島県 **BMX** 協会（通称 **HBMXF**）とする。

(事業)

第3条 本協会は第1条に掲げる目的を達成する為に、次の事業を行う。

- (1) 才能ある競技者の発掘と競技人口の増加の為に **BMX** スクールを運営する。
- (2) 競技者の技能向上及び、研鑽の場として、レースを開催する。
- (3) 全日本 **BMX** 連盟（以下 **JBMXF**）加盟協会として委託された事業を行う。
- (4) 運営の為に必要な項目について、行政等関係機関への具申、建議を行う。
- (5) 前各号に定めるもののほか、第1条の目的を達成する為に必要な事業を行う。

(会員資格)

第4条 本協会の会員は、競技者の親権者が主体となる非営利ボランティア団体であることを認識し、協会の目的に賛同するものとする。また競技者が未成年者の場合、親権者またはそれに準ずる者とする。

(入会)

第5条 本協会の会員になることを希望する者は、所定の入会手続きにより、入会の申込みをしなければならない。

- 2 入会の諾否は役員会がこれを行う。

(会費)

第6条 会員は毎年所定の納期までに所定の会費を納入しなければならない。

- 2 入会金および会費の金額ならびにその払込方法は、役員会の議決を経て別に定める。

(退会)

第7条 会員は、あらかじめ本協会に退会する旨を通知し、退会することができる。

- 2 会員は、次に掲げる理由によって退会する。
 - (1) 本協会会員としての資格の喪失。
 - (2) 死亡

(3) 除名

(4) 自己都合

3 年度の途中で退会しても、既納の会費は返還しない。

(除名)

第8条 本協会は、次の各号に該当する会員を会員総会の決議によって除名することができる。

(1) 1年以上にわたって会費の納入その他会員としての義務を怠った会員。

(2) 本協会の対面を傷つけ、またはその目的遂行に反する行為を行った会員。

(役員)

第9条 本協会に、次に掲げる役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 若干名

(3) 理事 若干名

(4) 直前会長 1名

2 会長は会員総会において、会員のうちから選任する。

3 会長を除く役員は、会長が会員のうちから選任し、会員総会の同意を得ることとする。

4 第2項および第3項に規定するものの外、役員選任および解任に必要な事項は、役員会の議決を経て別に定める。但し、直前会長は、会長交代がある時に、特別職としてこれを置き、自動的に就任する。

(役員職務)

第10条 会長は、本協会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、あらかじめ会長の定める順位により、会長に事故がある時はその職務を代行し、会長が欠けたときは、その職務を行う。

3 理事は会長、副会長を補佐し、会務を処理する。

4 直前会長は、会長経験を生かし、本協会の業務について、必要な助言を行う。

(役員任期)

第11条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

2 任期満了によって退任した役員は、後任者が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。

3 補欠で選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会員総会)

第12条 本協会に会員総会を置く。

2 会員総会は通常会員総会及び臨時会員総会の2種とし、会長が招集する。

(会員総会の決議事項)

第13条 次に掲げる事項は、会員総会の議決を経なければならない。

- (1) 規則の改正
- (2) 会員の除名
- (3) 役員選任及び解任
- (4) 事業計画及び収支予算の決定または変更
- (5) 決算関係書類の承認

(会員総の議長)

第14条 会員総会の議長は、会長をもって充てる。

(会員総会の議事)

第15条 会員総会は、総会員数の2分の1以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

2 会員総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 会員総会における会員の議決権および選挙権は、各々1個とする。

4 会員は、あらかじめ通知のあった事項につき、当該会員が記名押印した書面または代理人をもって議決権または選挙権を行使することができる。

5 前項の規定により議決権または選挙権を行使するものは出席者とみなす。

(役員会)

第16条 本協会に役員会を置く

2 役員会は、会長、副会長、理事をもって組織する。

3 直前会長は、役員会に出席して意見を述べることができる。

4 役員会は、会長が必要があると認めるとき、これを招集する。

(役員会の決議事項)

第17条 次に掲げる事項は、役員会の議決を経なければならない。

- (1) 会員総会に提案すべき事項
- (2) 会員加入の諾否
- (3) 委員会に関する事項

- (4) 顧問委嘱の承認
- (5) 本協会所属競技者の他競技団体からの招集の諾否
- (6) 本協会の運営に関する事項

(準用規定)

第18条 第14条（議長）、第15条（議事）の規定は、役員会について準用する。

(委員会)

第19条 本協会を円滑に運営するため、役員会の議決を経て委員会を置くことができる。

2 委員会は、第1条の目的を達成するために必要な事項を遂行するものとする。

(委員会の組織等)

第20条 委員会に委員長1名、その他副委員長2名以内、幹事2名以内、及び委員若干名を置く。

2 委員長、副委員長、幹事および委員は、会長が役員会の承認を得て委嘱する。

またその他必要な事項は、役員会の議決を経て別に定める。

(顧問)

第21条 本協会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、第1条の目的を達成するために、必要な事項について会長の諮問に応ずる。

3 顧問の任期は1年とし、再任を妨げない。

(スクール)

第22条 BMX スクール事業を円滑に運営するため、また初心者事故防止の観点から規則を別途定める。

(競技者)

第23条 本協会に所属する競技者（またはその親権者）の行動指針、および責務についての規則を別途定める。

(事業年度)

第24条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(経費)

第25条 本協会の経費は、会費、入会金、補助金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(事務局)

第 26 条 本協会の事務局は、八千代サイクリングターミナル内に置く。

付則

- 1 この規則は 2013 年 1 月 1 日より実施する。